

## 資料提供

(県政)

提供年月日：令和3年（2021年）10月6日 19：15

所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部

総務調整班総務係

担当者名：森川、内本（農政水産部）

伊藤、苧坂（防災危機管理局）

電話(内線)：077-528-3861, 3862

### 本県における豚熱の確認について

#### 1. 農場の概要

所在地：近江八幡市

飼養状況：約1,400頭

#### 2. 経緯

- (1) 10月5日11時15分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、飼養豚の消瘦、複数頭の死亡、元気消失等豚熱を疑う症状がみられる旨の通報がありました。
- (2) 同日、家畜保健衛生所が現地調査を行うとともに、家畜保健衛生所で遺伝子検査を行ったところ、豚熱陽性となったため、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、本日、農林水産省で精密検査を実施しました。
- (3) 精密検査の結果、農林水産省が豚熱の患畜と判定しました。

#### 3. 今後の対応

患畜の決定を受け、以下の対応方針に基づき、19時30分から防疫措置を開始します。

- (1) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養豚のと殺、汚染物品の処理等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

#### 4. その他

- (1) 豚熱は、豚、イノシシの病気で人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。